平成十五年内閣府令第五十四号

各種勲章及び大勲位菊花章頸飾の制式及び形状を定める内閣府令

勲章制定の件(明治八年太政官布告第五十四号)第六条の規定に基づき、各種勲章及び大勲位菊花章頸飾の制式及び形状を定める内閣府令を次のように定める。

(旭日章の制式及び形状)

第一条 旭日章、その副章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

表

区分	章					鈕	綬	
	地金	表面		裏面	寸法		図柄	幅
旭日大綬章	銀	日	赤色七宝	表面と同様	径六十七ミリメ	五七桐とし、花紫色七宝、葉緑	織地白色、双線	男性に授与する場
		光線	金色と白色七		ートル	色七宝とする。裏に「勲功旌	紅色	合は百ミリメート
			宝			章」の文字を刻する。		ル。女性に授与す
								る場合は七十九ミ
								リメートル。
旭日重光章	銀	日	赤色七宝	「勲功旌章」の文字	径七十六ミリメ	無鈕	無綬	
及び旭日大		光線	金色と白色七	を刻する。	ートル			
綬章の副章			宝、銀色と白					
			色七宝の二重					
旭日中綬章	銀	日	赤色七宝	表面と同様	径五十五ミリメ	五七桐とし、花紫色七宝、葉緑	織地白色、双線	三十六ミリメート
及び旭日重		光線	金色と白色七		ートル	色七宝とする。裏に「勲功旌	紅色	ル
光章の副章			宝			章」の文字を刻する。		
旭日小綬章	銀	日	赤色七宝	金色とし、「勲功旌	径四十六ミリメ	五七桐とし、花紫色七宝、葉緑	織地白色、双線	三十六ミリメート
		光線	金色と白色七	章」の文字を刻す	ートル	色七宝とする。	紅色。綵花を付	ンレ
			宝	る。			着する。	
旭日双光章	銀	日	赤色七宝	「勲功旌章」の文字	径四十六ミリメ	五三桐とし、花紫色七宝、葉緑	織地白色、双線	三十六ミリメート
		光線	金色と白色七	を刻する。	ートル	色七宝とする。	紅色	ル
			宝、銀色と白					
			色七宝					
旭日単光章	銀	日	赤色七宝	「勲功旌章」の文字	径三十九ミリメ	五三桐とし、花紫色七宝、葉緑	織地白色、双線	三十六ミリメート
		光線	銀色と白色七	を刻する。	ートル	色七宝とする。	紅色	ル
			宝					
旭日章の略	地白	色、	線及び縁紅色。	直径七ミリメート	ル。旭日大綬章、	旭日重光章及び旭日中綬章の	ものには翼を付着	する。
綬								

図

旭日大綬章 (表面)



(裏面)



旭日重光章及び旭日大綬章の副章 (表面)



(裏面)



旭日中綬章及び旭日重光章の副章 (表面)



(裏面)



旭日小綬章 (表面)



(裏面)



旭日双光章 (表面)



(裏面)



旭日単光章 (表面)



(裏面)



旭日大綬章の綬



旭日中綬章及び旭日重光章の副章の綬



旭日小綬章の綬



旭日双光章及び旭日単光章の綬



旭日章の略綬

旭日草の略殺	
	旭日重光章
達	
旭日中綬章	旭日小綬章
	旭日小校早
墨 一	
旭日双光章	旭日単光章

(瑞宝章の制式及び形状)

第二条 瑞宝章、その副章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

\rightarrow	-	
\rightarrow	5	
2	~	

表														
区分	章							组	进	j	綬			
	地金	表面			裏面		寸法				図柄		幅	
瑞宝大綬章	銀	鏡	銀、土	地藍色七	金色とし、	「勲功旌章」	径六十七ミリ	J メ	五七桐とし、花淡紫	紫色七	織地藍色、	双線	男性に授与する	5場
			宝		の文字を刻	する。	ートル	-	宝、葉白色七宝とす	トる。	橙黄色		合は百ミリメー	- ŀ
		連珠	紅色十	七宝									ル。女性に授与	チす
		光線	金色。	と白色七									る場合は七十九	LΞ
			宝の四	国条									リメートル。	
瑞宝重光章	銀	鏡	銀、土	地藍色七	金色とし、	「勲功旌章」	径七十六ミリ	リメ タ	無鈕		無綬			
及び瑞宝大			宝		の文字を刻	する。	ートル							
綬章の副章		連珠	紅色七	七宝										
		光線	金色。	と白色七										
			宝の国	四条、銀										
			色とト	白色七宝										
			の四多	Ř.										
		光線間	金色。	と藍色七										
			宝											
瑞宝中綬章	銀	鏡		也藍色七	金色とし、	「勲功旌章」	径五十五ミリ	ノメ	五七桐とし、花淡紫	紫色七	織地藍色、	双線	三十六ミリメー	- ŀ
及び瑞宝重			宝		の文字を刻	する。	ートル	-	宝、葉白色七宝とす	トる。	橙黄色		ル	
光章の副章		連珠	紅色七	七宝										
		光線	金色。	と白色七										
			宝の四	□条										

瑞宝小綬章	銀	鏡	銀、地藍色七	金色とし、	「勲功旌章」	径四十六ミリメ	五七桐とし、花淡紫色も	織地藍色、双絲	三十六ミリメート
			宝	の文字を刻	する。	ートル	宝、葉白色七宝とする。	橙黄色。綵花を	ル
		連珠	紅色七宝					付着する。	
		光線	金色と白色七						
			宝の四条						
瑞宝双光章	銀	鏡	銀、地藍色七	「勲功旌章」	の文字を刻	径四十六ミリメ	五三桐とし、花淡紫色も	織地藍色、双絲	三十六ミリメート
			宝	する。		ートル	宝、葉白色七宝とする。	橙黄色	ル
		連珠	紅色七宝						
		光線	金色と白色七						
			宝、銀色と白						
			色七宝の四条						
瑞宝単光章	銀	鏡	銀、地藍色七	「勲功旌章」	の文字を刻	径三十九ミリメ	五三桐とし、花淡紫色も	織地藍色、双絲	三十六ミリメート
			宝	する。		ートル	宝、葉白色七宝とする。	橙黄色	ル
		連珠	紅色七宝						
		光線	銀色と白色七						
			宝の四条						
世中本。	Life T7	イドクコ せき	左 约 4% ± 左	士/▽ 1. ゝ)	1.). 1 a	## 수 나 생 후 # # #	ウェルキロが出ウ中巡车	のよのほは翌まし	トキー

瑞宝章の略地及び縁藍色、線橙黄色。直径七ミリメートル。瑞宝大綬章、瑞宝重光章及び瑞宝中綬章のものには翼を付着する。

綬図

瑞宝大綬章 (表面)



(裏面)



瑞宝重光章及び瑞宝大綬章の副章 (表面)



(裏面)



瑞宝中綬章及び瑞宝重光章の副章 (表面)



(裏面)



瑞宝小綬章 (表面)



(裏面)



瑞宝双光章 (表面)



(裏面)



瑞宝単光章

(表面)



(裏面)



瑞宝大綬章の綬



瑞宝中綬章及び瑞宝重光章の副章の綬



瑞宝小綬章の綬



瑞宝双光章及び瑞宝単光章の綬



瑞宝章の略綬

1112 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
瑞宝大綬章	瑞宝重光章
瑞宝中綬章	瑞宝小綬章
瑞宝双光章	瑞宝単光章

(桐花大綬章の制式及び形状) 第三条 桐花大綬章、その副章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

区分	章					鈕	綬	
	地金	表面		裏面	寸法		図柄	幅
桐花大綬	銀	日	赤色七宝	表面と同様	径七十六ミリメー	五七桐とし、花紫色七宝、	織地紅色、	男性に授与する場合は百ミ
章		光線	銀色と紅色七宝		トル	葉緑色七宝とする。裏に	双線白色	リメートル。女性に授与す
			、金色と白色七			「勲功旌章」の文字を刻す		る場合は七十九ミリメート
			宝の二重			る。		ル。
		桐花	紫色七宝					
桐花大綬	銀	日	赤色七宝	「勲功旌章」の文	径九十一ミリメー	無鈕	無綬	
章の副章		光線	銀色と紅色七宝	字を刻する。	トル			
			、金色と白色七					
			宝の二重					
		桐花	紫色七宝					
超 龙 士 經	掛刀	アド級	红色 組白色 百	古匁上ミリマート	ル 習を付差する			

桐 花 大 綬地及び縁紅色、線白色。直径七ミリメートル。翼を付着する。 章の略綬 図

桐花大綬章 (表面)



(裏面)



同副章 (表面)



(裏面)



同綬



同略綬

â- **3** -â

(大勲位菊花大綬章の制式及び形状)

第四条 大勲位菊花大綬章、その副章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

表

X	г. —					I.	T	
区分	章					鈕	綬	
	地金	表面		裏面	寸法		図柄	幅
大勲位菊花大	銀	П	赤色七宝	表面と同様	径七十六ミリメー	菊花とし、黄色七宝とす	紅紫織	男性に授与する場合は百き
綬章		光線	金色と白色七宝		トル	る。裏面に「大勲旌章」		リメートル。女性に授与す
		菊	花黄色七宝、葉緑			の文字を刻する。		る場合は七十九ミリメート
			色七宝					ル。
大勲位菊花大	銀	П	赤色七宝	「大勲旌章」の文	径九十一ミリメー	無鈕	無綬	
綬章の副章		光線	金色と白色七宝、	字を刻する。	トル			
			銀色と白色七宝の					
			二重					
		菊	花黄色七宝、葉緑					
			色七宝					
大勲位菊花大	地紅	色、	線及び縁紫色。直	径七ミリメートル	。翼を付着する。			
綬章の略綬								
図								
上新庆本世上经本								

大勲位菊花大綬章

(表面)



(裏面)



同副章 (表面)



(裏面)



同綬



同略綬

(宝冠章の制式及び形状)

第五条 宝冠章、その副章及びその略緩の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

F /\	**				1	Ēπ	617	
	章		-			鈕	綬	T
	地金	表面		寸法			図柄	幅
宝冠大綬章	銀	宝冠	金色、地藍色七宝	長径三十七ミリメートル、	短径三十二	桐とし、花紫色七宝、葉	織地黄色、双絲	泉七十九ミリメー
		重廓	真珠	ミリメートル	j	緑色七宝とする。	紅色	トル
		重廓間	竹枝緑色七宝、地					
			濃紅色七宝					
		桜	花淡紅色七宝、葉					
			緑色七宝					
宝冠大綬章	銀	鳳	金色、地藍色七宝	径六十七ミリメートル		無鈕	無綬	
の副章		重廓	真珠					
		重廓間	竹枝緑色七宝、地					
			濃紅色七宝					
		光線	真珠の五条					
		桜	花淡紅色七宝、葉					
			緑色七宝					
宝冠牡丹章	銀	宝冠	金色、地藍色七宝	長径三十四ミリメートル、	短径二十九	牡丹とし、花白色七宝、	織地黄色、双絲	泉三十六ミリメー
		重廓	真珠	ミリメートル		葉緑色七宝とする。	紅色	トル
		重廓間	竹枝緑色七宝、地					
			濃紅色七宝					
		桜	花淡紅色七宝、葉					
			緑色七宝					
宝冠白蝶章	銀	宝冠	金色、地藍色七宝	長径三十四ミリメートル、	短径二十九	蝶とし、白色七宝とする。	織地黄色、双絲	泉三十六ミリメー
		重廓	真珠	ミリメートル			紅色	トル
		重廓間	竹枝緑色七宝、地					
			濃紅色七宝					
		桜	花淡紅色七宝、葉					
			緑色七宝					
宝冠藤花章	銀	宝冠	金色、地藍色七宝	長径三十二ミリメートル、	短径二十七	藤花とし、紫色七宝とす	織地黄色、双絲	泉三十六ミリメー
		重廓	真珠	ミリメートル		る。	紅色	トル
		重廓間	竹枝緑色七宝、地					
			濃紅色七宝					
		桜	花淡紅色七宝、葉					
			緑色七宝					
宝冠杏葉章	銀	宝冠	金色、地藍色七宝	長径三十二ミリメートル、	短径二十七	杏葉とし、緑色七宝とす	織地黄色、双絲	泉三十六ミリメー
		重廓	真珠	ミリメートル		る。	紅色	トル
		重廓間	竹枝緑色七宝、地					
			濃紅色七宝					
		桜	花淡紅色七宝、葉					
			緑色七宝					
宝冠波光章	銀	宝冠	金色	長径二十八ミリメートル、	短径二十四	波紋とし、淡藍色七宝と	織地黄色、双絲	泉三十六ミリメー
		重廓間	竹枝銀色、地紅色	ミリメートル		する。	紅色	トル
			七宝				I	1

桜 葉緑色七宝

宝冠章の略地及び縁黄色、線紅色。直径七ミリメートル。宝冠大綬章、宝冠牡丹章及び宝冠白蝶章のものには翼を付着する。

授図

宝冠大綬章



同副章



宝冠牡丹章



宝冠白蝶章



宝冠藤花章



宝冠杏葉章



宝冠波光章



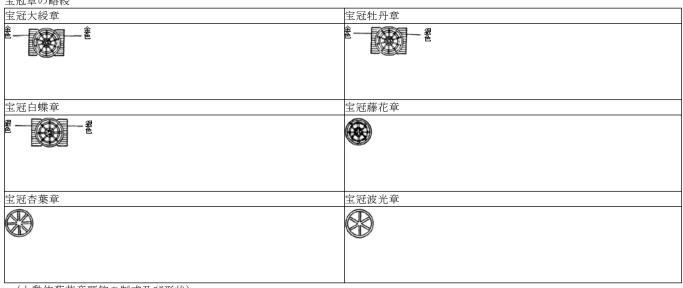
宝冠大綬章の綬



宝冠牡丹章、宝冠白蝶章、宝冠藤花章、宝冠杏葉章及び宝冠波光章の綬



宝冠章の略綬



(大勲位菊花章頸飾の制式及び形状)

第六条 大勲位菊花章頸飾の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

表

AX							
大勲位菊	大勲位菊花章頸飾						
中央	円形						
	菊	花金、葉緑色七宝					
連環	楕円形						
	古篆明の字	金					
	古篆治の字						
	菊	花金、葉緑色七宝					
寸法	中央	径三十九ミリメートル					
	連環	長径二十八ミリメートル、短径二十四ミリメートル					

义



- 1 この府令は、平成十五年十一月三日から施行し、同日以降の日付をもって授与される勲章から適用する。 2 各種勲章及び大勲位菊花章頸飾の図様(明治二十一年閣令第二十一号)は、廃止する。